

美郷 梅酒で売り出し

吉野川市と商工会

吉野川市と美郷商工会は、梅酒を少量から製造、販売できる「梅酒特区」の新設を、政府の構造改革特区に提案している。政府は構造改革特区改正法案を今国会

国に「特区」を提案

に提出していて、改正され次第、市は美郷地区を特区に申請する予定で、全国初の「梅酒特区」が今夏にも誕生することになる。

域活性化の成功例となっている濁り酒の「どぶろく特区」がモデル。吉野川市では、梅酒と同時に山野草や山菜などを使ったりリキュールの特区も提案している。商工会の河野利英会長は「梅酒特区を地域おこしの起爆剤にし、梅の産地・美郷を全国にPRしたい」と話している。

内閣官房地域活性化統合事務局によると、特区改正案は地域特産の果実を原料にした果実酒やリキュールの最低製造量を果実酒は二

キリまで、リキュールは一キリまで引き下げ、農家でも製造、販売に取り組みやすくなる。

現在の酒税法ではリキュールの場合、一年間の製造量が六キリないと製造免許を受けられない。また、農家民宿で食事などに自家製の梅酒を提供する分には、最低量を設けないとするよう酒税法改正も提案している。

市と商工会は、特区になることで梅酒を特産品の一

全国初 今夏にも誕生



梅農家が家族用に作っている梅酒
—吉野川市美郷の天野栄さん方

つにするほか、健康増進をテーマにした観光旅行へり組みやすいという。ルース・ツーリズム」の目玉 梅酒特区は、二〇〇三年にしたい考え。梅酒は、特以降、岩手県遠野市など八産品の梅干し作りよりも手十二地域で認定されて、地案している。

構造改革特区は、地域を限って規制緩和する制度。「梅酒特区」は神奈川県小田原市と福井県若狭町も提案している。